

2024年度

東京国際学園日本語学校
自己点検・評価報告書

点検・評価項目	評価
理念・教育目標	
《理念・ミッション》 本校は、国内・国際社会に通用する実用的語学能力や必須の基礎的知識や教養を習得し、進んで国内・国際社会に貢献できる「全人的な社会人」の育成を理念とする。	-
《教育目標》 一般外国人に対する日本語教育及び大学進学等のための日本語教育を行い、個々の能力を最大限に引き出し、その人生を豊かにすると同時に、個々の目標に到達できる能力を養うことを教育目標とする。	-
1. 教育理念・目標	
1-1 理念・目的・育成人材像は定められているか	A
1-2 学校の将来構想を抱いているか	A
1-3 学校の理念・目的・特色・将来構想などが学生・保護者に周知されているか	A
1-4 理念に基づく教育活動が行われているか	A
2. 学校運営・運営体制	
2-1 学校の名称として、告示されたものを正しく使用しているか(第1条第1項第1号)	A
2-2 日本語教育機関の告示基準に適合しているか	A
2-3 理念や教育目標に沿った運営方針が定められているか	A
2-4 運営方針に沿った事業計画が定められているか	A
2-5 学則が基準に適合しているか(第1条第1項第2号)	A
2-6 設置代表者が基準に適合しているか(第1条第1項第3号、第4号、第5号)	A
2-7 校長が基準に適合しているか(第1条第1項第10号、第17号)	A
2-8 運営組織や意思決定機能は確立され、効率的なものになっているか	A
2-9 主任教員が基準に適合しているか(第1条第1項第15号、第17号)	A
2-10 人事・給与に関する規定等は整備されているか	A
2-11 情報システム化等による業務の効率化が図られているか	A
2-12 教育活動に関する情報公開が適切になされているか	A
2-13 日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。(第1条第1項第48号)	A
3. 教職員	
3-1 教育理念・目的が教職員間で共有されているか	A
3-2 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めているか	A
3-3 教員が基準に適合しているか(第1条第1項第13号、第17号)	A
3-4 教員数及び専任教員数が基準に適合しているか(第1条第1項第11号、第12号)	A
3-5 教員の1週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか(第1条第1項第14号)	A

3-6 教職員評価を行っているか	A
3-7 教職員の教育・支援力強化のための研修等を実施するとともに、他機関の実施する研修会等への参加を促しているか	B
3-8 事務局の事務を統括する職員が欠格事由に該当していないか(第1条第1項第17号)	A
4. 教育活動	
4-1 教育課程は告示基準に適合しているか(第1条第1項第6号)	A
4-2 理念・教育目標に沿ったカリキュラムを体系的に編成しているか	A
4-3 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判断し、適切なクラス編成を行っているか	A
4-4 生徒の定員と、同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか(第1条第1項第7号、第8号、第9号)	A
4-5 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録しているか	A
4-6 個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。(第1条第1項第36号)	A
4-7 1か月の出席率が8割を下回った生徒については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行っているか。(第1条第1項第37号)	A
4-8 授業評価を含む成績評価は適切に行われているか	A
4-9 資格取得の指導体制はあるか	B
5. 学生支援・生活指導	
5-1 生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか(第1条第1項第16号)	A
5-2 全ての生活指導担当者が、欠格事由に該当していないか(第1条第1項第17号)	A
5-3 学生の健康管理を担う体制は整備されているか	A
5-4 学生の生活環境への支援は行われているか	B
5-5 保護者と適切に連携しているか	B
5-6 卒業生への支援体制はあるか	C
5-7 日本社会を理解するための支援が適切に行われているか	A
5-8 生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか(第1条第1項第40号)	A
5-9 資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか(第1条第1項第40号)	A
5-10 不法滞在者・資格外活動違反者・犯罪関与者を発生させないための取組を行っているか	A
5-11 職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。(第1条第1項第41号)	A
6. 入学時の募集・選考	
6-1 入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行っているか(第1条第1項第31号)	A
6-2 教育内容を含む最新、かつ正確な学校情報を開示しているか	A
6-3 入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか(第1条第1項第32号)	A
6-4 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記しているか	A

6-5 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握している(第1条第1項第33号)	A
6-6 不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか(第1条第1項第34号)	A
6-7 入学者の選考に関しては、学校関係者(職員等)が面接等を行うよう努めているか	A
7. 財務	
7-1 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	A
7-2 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	A
7-3 財務について会計監査が適正に行われているか	A
8. 教育施設・設備	
8-1 施設・設備が告示基準に適合しているか(第1条第1項第19号～29号)	A
8-2 教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに、語学教育に必要な遮音がなされているか	A
8-3 学校の教育資源や施設を活かした社会貢献・地域貢献を行っているか	C
9. 安全・危機管理	
9-1 入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行っているか。(第1条第1項第30号)	A
9-2 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	A
9-3 感染症発生時の措置を定めている。	A
9-4 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知しているか	A
10. 法令の遵守等	
10-1 法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	A
10-2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っているか	A
10-3 個人情報保護のための対策をとっているか	A
10-4 告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか	A
10-5 告示基準に基づき、記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか	A
10-6 地方出入国在留管理局の求めがあったときは、第31号、第33号もしくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあった内容又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。(第1条第1項第47号)	A
10-7 自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか	A
10-8 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行っているか。(第1条第1項第18号)	A
	A
10-9 大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表もしくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数、CEFRのA2相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について、地方出入国在留管理局に報告しているか。(第1条第1項第44号)	A
10-10 上記のそれぞれの数及び合計について、公表しているか。	B
10-11 上記の合計について、当該年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回る場合に、改善方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。	B

評価方法

- ・ A : 「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・ B : 「一部未達成」ではあるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・ C : 「未達成」あるいは「適合していない」項目。

・学生による学校評価

質問:今年度の講義に対してあなたは満足していますか。

